

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 81 号

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「期末手当」を「期末手当等」に改め、同条中「第9条第1項」の右に「及び第2項」を加え、「期末手当不支給職員」を「期末手当等不支給職員」に改める。

第9条第2号中「期末手当不支給職員」を「期末手当等不支給職員」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)